

○飯塚市建設工事総合評価競争入札試行実施要領

平成30年3月15日

飯塚市告示第62号

R4-92、R5-114

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市が発注する工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価による競争入札(以下「総合評価落札方式」という。)の試行に関し、飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号)等関係規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事(以下「対象工事」という。)は、土木一式工事又は建築一式工事で税込みの設計金額が150,000,000円以上の工事とする。

(飯塚市工事請負等業者選考委員会による審査)

第3条 総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、次に掲げる事項を、飯塚市工事請負等業者選考委員会に諮るものとする。

- (1) 技術評価の項目、内容及び基準並びに配点(以下「落札者決定基準」という。)
- (2) 技術評価点(標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたものをいう。以下同じ。)

(R5-114一改)

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第4条 落札者決定基準を定めるに当たっては、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

2 学識経験を有する者に落札者決定基準について意見を聴く際、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうか意見を聴くものとする。

3 前項の規定により、意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

(R4-92一改)

(入札公告及び入札指名通知書)

第5条 総合評価落札方式を行おうとするときは、入札公告又は入札指名通知書(以下「公告等」という。)に次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式による入札である旨
- (2) 落札者決定基準に関すること。
- (3) 技術評価に関して提出を求める資料等(以下「技術資料」という。)に関すること。
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項  
(技術資料の提出)

第6条 入札に参加しようとする者は、提出期限までに、技術資料を提出しなければならない。

2 技術資料の提出期限後は、既に提出された技術資料の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとする。

3 技術資料の返却及び公表は、行わない。

4 技術資料作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(入札の無効)

第7条 技術資料の提出を欠いた者、技術資料に記載すべき事項の記載がない者及び虚偽記載等の行為のあった者の入札は無効とする。

(評価の方法)

第8条 総合評価の方法は、技術評価点を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値をもって行うものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = [\text{技術評価点}(\text{標準点} + \text{加算点})] \div [\text{入札価格}]$$

(落札者の決定)

第9条 落札者の決定は、次に掲げる要件の全てに該当する者のうち、前条に規定する評価値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内で、失格基準価格以上であること。
- (2) 入札価格が低入札価格調査を実施する基準となる価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないこと。
- (3) 入札公告等において定めた入札参加資格等を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が複数ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(入札結果の公表)

第10条 落札者を決定した場合は、入札参加者、入札金額、技術評価点及び評価値

を公表する。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日 告示第92号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日 告示第114号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

社外秘